

川崎市公告第1139号

令和8年8月7日付け川崎市公告第1134号を次のとおり訂正します。

令和8年8月13日

川崎市長 福田紀彦

【誤】

参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「家電・通信機器」種目「通信機器」に記載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成28年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
------	---

【正】

参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「家電・通信機器」種目「通信機器」に記載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成28年4月1日以降に、業種「家電・通信機器」についての類似の契約実績があること。または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
------	--